## お客様の満足度向上を目指して

# 苦情事例に学ぶ⑤」 監修 弁護士 三浦雅生

## 羽田空港から成田空港までの移動にかかった 今回のテーマ:

タクシー代は旅行会社が負担すべきだ!

を持続させるためにも苦情はできる限り減らしたいも 避けて通れないのが旅行業の世界。新入社員のやる気 は地道な作業の積み重ね、そしてお客様からの苦情を 入社員は配属されましたか。華やかそうに見えて実際 4月になりました。皆さまの職場にフレッシュな新

を乗り継ぐ際に起きた事例を紹介します。 さて今回は海外旅行において日本国内で異なる空港

# 申し出内容はこうです

しました。 成田空港発着の海外旅行(募集型企画旅行)に参加

手配も旅行会社にお願いしました。 空港行の国内線と羽田空港から成田空港までのバスの 地元の空港からは成田空港行の便がないので、羽田

載されていました。 空港14時30分着、成田空港16時30分集合、目的地への 券には羽田空港14時50分発、成田空港16時15分着と記 国際線は18時30分発となっていました。またバス乗車 出発日が近くなって届いた日程表には国内線は羽田

ンクを受け取るのに時間がかかり、バス乗り場に着いた 田空港の滑走路混雑で到着が遅れ、また預けていたトラ さて出発日当日、国内線は定刻に出発したのですが羽

> のは15時過ぎでした。次のバスは15時20分発、成田空港 16時45分着なので集合時刻に間に合いません。

3万円)は旅行会社が負担すべきというものです。 の手配も旅行会社に依頼したのだからタクシー代 慌ててタクシーに飛び乗り事なきを得ましたが、

## 解決に向けての指針

羽田空港から成田空港までのバスは手配旅行契約とし 内線は追加プランとして募集型企画旅行契約の一部、 前提としてお客様の地元空港から羽田空港までの国

旅行会社は旅程管理責任を免れません。 でも募集型企画旅行参加中であることに変わりなく す。羽田空港から成田空港までのバスが手配旅行契約 れますから、旅行会社には旅程管理責任が発生しま 募集型企画旅行契約はお客様の地元空港から開始さ

お客様の到着が遅れることを伝え、15時20分発のバス せん。もし連絡があれば旅行会社は成田空港の係員に 況を知り得ませんから旅程管理を行なうことができま に乗るよう案内できたかもしれません。 とはいえ旅行会社はお客様からの連絡がない限り状

利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理 約款に定められたお客様の義務といえます。 た緊急連絡先に連絡して旅行会社の指示を仰ぐことが 今回のような「緊急時」においては日程表に記載され 解するよう努めなければなりません。」とあります。 ては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権 旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第30条2項に 「旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際し

> をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履 行は終了します。(後略)」とあります。 社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配 うか。旅行業約款・手配旅行契約の部第3条には 一方で旅行会社のバス手配に問題はなかったでしょ

抽出して優秀な順に並べたときに500番目にいる 乱暴な比喩ですが、旅行会社の社員1千人を無作為に 義務といいます)とは民法における概念で、「プロと 人、その人が「善良な管理者」の基準です。 して通常期待される注意義務」とされています。少し 「善良な管理者の注意をもって」(一般に善管注意

取りに時間がかかることは容易に想像できたはずで なからず発生すること、国内線で荷物を預ければ受け 能力があれば、羽田空港で滑走路混雑による遅れが少 するのは難しいかもしれません。 たことを「善良な管理者の注意をもって」したと主張 す。広い羽田空港で乗継時間が20分しかない手配をし の20分後の発車でした。旅行のプロとしての平均的な 今回旅行会社が手配したバスは国内線到着予定時刻

が妥当でしょう。 早めるといった注意義務を期待されていたと考えるの 発のバスを手配する、③羽田空港までの国内線を1便 より少し遅れても大丈夫かを確認したうえで15時20分 になることを事前に説明する、②担当部署に集合時刻 スに乗れない可能性があり、その場合はタクシー移動 旅行のプロならば①乗継時間が短いため予約したバ

得なくなるかもしれません。 すのでタクシー代を旅行会社が全額負担する必要はな いとしても、話し合いによりその一部を負担せざるを 今回の事例では先述の通りお客様にも責任がありま